

第4期広尾町障害者計画

令和6年度～令和8年度

広 尾 町

〈目 次〉

第1章 障害者計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間・評価点検方法	2
4 計画の性格	3
5 計画策定に向けて	3
6 計画の目標及び体系	4

第2章 障がい者の状況

1 障がい者数の推移	5
2 身体障がい者の状況	5
3 知的障がい者の状況	6
4 精神障がい者の状況	6
5 難病患者の状況	8

【障害者計画】

第3章 施策の現状と課題・推進施策

1 相談支援、福祉サービスの充実	
1) 相談支援体制の充実	9
2) 福祉サービスの充実	10
3) 権利擁護の推進	10
2 保健・医療の充実	
1) 疾病の予防と早期発見・早期治療	11
2) 適切な保健・医療の提供	12
3 ライフステージにあった支援体制の充実	
1) 早期発見と発達支援体制の充実	12
2) 保育・学校教育の充実	13
3) 雇用・就業の推進	14
4 安心・安全な生活環境の整備	
1) 安心・安全な住宅・生活環境の整備促進	14
2) 防災・安全対策の推進	16
3) 情報提供・コミュニケーション支援の推進	17
5 理解と交流の推進	
1) 障がいへの理解の推進	17
2) 町民活動などへの支援・推進	18

【障害福祉計画・障害児福祉計画】

第4章 障害福祉サービスの見込み量と計画推進のための方策

1 地域生活や一般就労への移行目標と就労支援事業の利用者数目標	21
2 障害福祉サービスの必要見込み量	23
3 障害児通所支援サービスの必要見込み量	25
4 地域生活支援事業の必要見込み量	25

第1章 障害者計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、平成16年に「第1期広尾町障害者福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も同等に社会の一員として生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション社会の実現」を基本理念とし、障がい者施策を推進してきました。

平成18年に従来の障がい者施策を大きく転換する障害者自立支援法が施行され、障害者福祉サービスの一元化や就労支援の強化などを通じて、地域で安心して暮らせる社会を実現するための制度が導入されました。また、障害者自立支援法が全面改正され、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）が施行されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定されました。障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

平成30年4月からは児童福祉法の一部改正法により、市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項が定められました。

また、令和4年12月に障害者総合支援法、同年6月に児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

障がい者施策における制度の変遷や改革の検討状況を踏まえ、国の障害者基本計画及び北海道障がい者基本計画を基本とするとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、本町における障がい者のための施策に関する基本的な方向を示す「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」、さらには児童福祉法第33条の20に基づく、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を示す「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

また、この計画は、「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」の個別計画として位置付けるものであり、他の計画との整合性を図りながら定めるものです。

3 計画の期間・評価点検方法

この計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の計画期間と同様の、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、計画推進のための取組は、毎年度ごとに進捗状況を公表し、評価・点検は、広尾町障害者自立支援協議会を核として、本人・家族・関係機関や関係団体などと随時意見交換や見直しができる仕組みとします。

4 計画の性格

○障害者計画

すべての障がいのある方々へ障がい者施策の全般にわたる計画として、障がい者が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画として策定するものです。

○障害福祉計画

国の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、年次ごとに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量を定める計画です。

○障害児福祉計画

国の規定による障害児福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、年次ごとに障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みなどを定める計画です。

○障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の一体的策定

3つの計画は、障がい者・障がい児が自立して生活ができるよう地域全体が支えるまちづくりを理念として、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものです。

5 計画策定に向けて

1) 前回計画からの残された課題

- 本人の意思や障がい特性などに応じた多様な働き方が可能となるよう、地域全体で応援する体制の構築
- 町民が障がい者との交流や理解を深める機会は少なく、地域全体での理解の不足
- 障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集える場所の整備
- 障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るための各市町村又は各圏域における地域生活支援拠点等の整備

2) アンケート調査

第4期広尾町障害者計画の策定に当たり、障がい者や障がい児、その家族から、生活実態とニーズを把握し、計画の基礎的資料とすることを目的として実施しました。

【アンケート調査結果】

○障がい者施策の充実のため今後力を入れたほうがよいこととして、前回アンケートと同様「適切な相談・支援窓口の充実」が最も多く、どこに相談してよいか分かりづらい状況にあることがうかがえます。

○困りごととして、「困っていることはない」と回答した方は48.8%とほぼ半数であった一方、「将来的に生活する住まい」が最も多く、次に「働くところがない、続かない」、「生活が苦しい」の順に多くなっています。

○希望する相談窓口として、「生活全般の相談」、「いつでもできる相談」、「福祉サービスの相談」、「医療の相談」の順にニーズがありました。

○将来の住まいとして、「一人暮らし」を望む回答が多く、在宅福祉サービスの利用希望があります。

○成年後見制度について、「名前も内容も知らない」が前回アンケートでは42.9%と最も多かったのに対し、今回アンケートでは31.5%に減少したので、制度周知がある程度されましたが、引き続き制度周知及び利用促進をしていく必要があります。

○施設入所者のうち地域移行を望んでいる人も望んでいない人もいずれも44%でした。

地域移行を望んでいる人がいる中で、地域で暮らすために「転居・契約支援」、「日常の相談」、「余暇・買い物」、などの支援を必要としています。

○外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ないこと」を心配されている方が22.9%と最も多く、ほかに「困ったときにどうすればよいか」を心配されている方が20.8%でした。

○今後利用したいサービスとして、「就労移行支援」が15%と最も多く挙がっており、就労面でのサービスの充実が求められています。

【アンケート調査結果からみえる課題】

- 相談支援体制の充実、周知
- 福祉サービスの充実
- 権利擁護の周知と利用の促進
- 就労支援施策の推進
- 通院や買い物等の外出の際のバス・タクシー等の公共交通機関や移動手段の充実

6 計画の目標及び体系

この計画は、障害者計画の基本目標を継続し、地域で暮らす誰もが、社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けた施策の推進を目指します。

基本目標：誰もが 安心して暮らせる 支えあいのまちづくり

計画の体系

施策分野	施策の方向
1 相談支援、福祉サービスの充実	①相談支援体制の充実 ②福祉サービスの充実 ③権利擁護の推進
2 保健・医療の充実	①疾病の予防と早期発見・早期治療 ②適切な保健・医療の提供
3 ライフステージにあった支援体制の充実	①早期発見と発達支援体制の充実 ②保育・学校教育の充実 ③雇用・就業の推進
4 安心・安全な生活環境の整備	①安心・安全な住宅・生活環境の整備促進 ②防災・安全対策の推進 ③情報提供・コミュニケーション支援の推進
5 理解と交流の推進	①障がいへの理解の推進 ②町民活動などへの支援・推進

第2章 障がい者の状況

1 障がい者数の推移

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、509人で、町の総人口6,115人に占める割合は8.3%となっています。

○障がい者数の推移（4月1日現在）（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい者	398	394	388
知的障がい者	85	85	91
精神障がい者	35	34	36
計 (実人数計)	518 (512)	513 (507)	515 (509)

※うち、複数所持者6人

2 身体障がい者の状況

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は、令和5年4月1日現在で、388人となっています。

障がいの種別では、肢体不自由が189人と最も多く、その次に内部障がい135人となっています。

※ 身体障がい者

身体障害者福祉法により、都道府県知事又は政令指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた方。

対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい、④肢体不自由障がい、⑤内部機能障がい（呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、腎臓、心臓、肝臓）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

○身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年
1級	131	133	134
2級	46	43	37
3級	66	65	61
4級	102	102	102
5級	29	27	28
6級	24	24	26
計	398	394	388

○身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）（単位：人）

	令和３年	令和４年	令和５年
肢体不自由	２０６	１９８	１８９
内部障がい	１２７	１３１	１３５
聴覚・平衡機能	３８	３７	３８
視覚障がい	２２	２３	２０
音声・言語機能	５	５	６
計	３９８	３９４	３８８

３ 知的障がい者の状況

知的障がい者（療育手帳所持者）数は、令和５年４月１日現在で９１人となっています。

○知的障がい者数の推移（単位：人）

	令和３年	令和４年	令和５年
A（重度）	２６	２８	３０
B（中・軽度）	５９	５７	６１
計	８５	８５	９１

※ 知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方。

療育手帳は、児童相談所や知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して交付される手帳。

４ 精神障がい者の状況

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、令和５年４月１日現在で３６人となっています。また、精神障がい者の入院者数は、令和４年６月３０日現在で３人となっています。

○精神障がい者数の推移（単位：人）

	令和３年	令和４年	令和５年
１級	３	３	４
２級	２２	２０	２０
３級	１０	１１	１２
計	３５	３４	３６

○自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の推移（単位：人）

	令和３年	令和４年	令和５年
受給者数	６４	６６	７２

※ 精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他精神疾患を有する方。

精神障害者保健福祉手帳は、都道府県知事が政令で定める精神障がいの状態であると認めたときに交付される手帳。

※ 自立支援医療（精神通院）受給者証

通院による精神医療を続ける必要がある者の医療費を軽減するための公費負担医療制度の証票。

〈発達障がい者の状況〉

「発達障がい」とは、乳児期から幼児期にかけて生じるさまざまな能力の発達に偏りがあることをいい、しばしば精神・知能的な障がいや身体的な障がいを伴います。

発達障害者支援法では、「発達障がい」を、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など」と定義され、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において精神障がいに含まれることが明記されました。また、発達障がい者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

※ 広汎性発達障害（PDD）

自閉症やアスペルガー症候群を含む

自閉症

- ・言語の発達の遅れ
- ・コミュニケーションの障がい
- ・対人関係・社会性の障がい
- ・パターン化した行動、こだわり

アスペルガー症候群

- ・基本的に、言葉の発達の遅れはない
- ・コミュニケーションの障がい
- ・対人関係・社会性の障がい
- ・パターン化した行動、興味・関心の偏り
- ・不器用（言語発達に比べて）

※ 注意欠陥多動性障害（ADHD）

- ・不注意（集中できない）
- ・多動・多弁（じっとしてられない）
- ・衝動的な行動（考えるより先に動く）

※ 学習障害（LD）

- ・「読む」、「書く」、「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

〈高次脳機能障がい者の状況〉

「高次脳機能障がい」とは、交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが生じた状態を指し、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれており、また、厚生労働省告示において、高次脳機能障がい者は、発達障がい者と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えない障がい」といわれます。

5 難病患者の状況

難病患者については、平成23年8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

難病は、国が指定する338（令和3年11月現在）の疾患があります。

第3章 施策の現状と課題・推進施策

1 相談支援、福祉サービスの充実

1) 相談支援体制の充実

現状と課題

(1) 相談支援体制・連携の充実

障害者総合支援法における地域生活支援事業として障がい者の相談支援事業を保健福祉課で行っています。また、広尾町相談支援センターと広尾町社会福祉協議会が指定相談支援事業所となっています。困難事例については、専門的な観点から十勝障がい者総合相談支援センターなどから支援を受けられる体制を構築しています。

また、令和4年度より重層的支援体制整備事業を開始し、障がいを含めた介護、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備しました。

地域で生活する障がい者の増加や家族の高齢化などにより相談の内容も専門的で複雑なものになっています。地域で生活する障がい者を支援するうえで、相談支援、連携の果たす役割はより重要です。

今後は、障がい者のニーズ、施策の多様化に伴い、さまざまな分野の相談に対応できる人材の確保・育成とともに、各種相談員との連携を強化し、利用者にわかりやすい情報提供に努めなければなりません。

(2) ケアマネジメント体制の充実

障がい者が自らサービスを選択し、質の高い地域生活が得られるような支援が求められており、ケアマネジメントは一層重要です。

障がい者一人ひとりのライフステージに応じた支援を充実させていくため、ケアマネジメントの体制強化や相談支援専門員の育成・確保が非常に重要となっています。

障がい者が地域で自分らしく主体的に生活できるようにするために、本町では、保健、医療、福祉のほか、教育・就労などの幅広いニーズとさまざまなサービスを適切に結びつけ調整を図っています。障がい特性に応じた総合的かつ継続的なサービスを提供する体制は必要不可欠です。

推進施策

1. 重層的支援体制整備事業を活用した相談窓口の充実

◇令和4年度より実施している重層的支援体制整備事業を活用し、障がい者だけでなく高齢者・児童やその家族、ひとり親家庭など属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は適切な機関につなぐ相談窓口の充実に努めます。総合的な相談・生活支援・情報提供機能をもつ拠点として随時関係機関と連携できる体制の整備を図り、そのため質的・量的に十分な人材の育成・確保と配置に努めます。また、利用者が気軽に相談できるよう相談窓口についてのPRを積極的に行い、「広報ひろお」によるサービス・制度内容の情報発信や障がい特性に応じたサービス案内など、必要な情報をわかりやすく伝えるよう努めます。

2. 各種相談員の周知

◇民生委員・児童委員や障害者相談員などの各種相談員に関する制度について広く周知し、地域の相談窓口としての機能を強化します。

3. ケアマネジメント体制の充実

◇関係機関の連携による障がいに応じたケアマネジメント体制を充実するとともに、人数・資質とも十分なケアマネジメント人材の育成と充足を図りながら、相談者の年代ニーズに応じた支援に努めます。

◇医療・保健・福祉の関係機関による地域ケア会議や障害者自立支援協議会などを開催し、対象となる方の情報を共有し総合的な支援協力体制の調整を行います。また、ケース検討会議により支援の方向性を共有し、相談担当者の力量形成を図ります。

2) 福祉サービスの充実

現状と課題

高齢化の進展などにより、障がい者の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、地域生活や在宅志向が高まる中で、施設や病院で生活している重度・重複障がい者も含め、地域生活への移行を希望する人が増加し、障害福祉サービスだけではなく、医療的ケアやコミュニケーション支援など、障がい者及びその家族のニーズは多様化しています。

町内には複数の障害福祉サービス事業所が開設され、在宅の障がい者や障がい児が生活できる環境が町内にも整いつつあります。

地域での生活を希望する障がい者が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、今後も生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

推進施策

1. 地域生活を支援するサービスの充実

◇必要な人が利用できるようサービスの情報発信に努め、利用促進を図ります。

2. サービス提供基盤の整備

◇障がい者のニーズに対応するサービス事業所の確保、サービス提供体制の充実に努めます。

◇民間事業者（特定非営利活動法人含む）による基盤整備の支援・促進を図ります。

3) 権利擁護の推進

現状と課題

判断能力が十分ではない障がい者に対する虐待や詐欺行為が全国的に発生していることから、障がい者の権利擁護に関する取組が必要です。

本町では、障がい者虐待相談窓口を保健福祉課に設け、虐待事案の相談対応・制度の周知に努めています。

また、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議を毎年開催し、虐待の予防・早期発見・早期対応などを目的に関係機関との連携を図っています。

判断能力が十分ではない方が地域で自立した生活を送れるようにするために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」があります。しかしながら、本制度の内容が十分に知られていないこともあり、今後も情報発信に努め、利用を支援する必要があります。

平成28年には障害者差別解消法が施行され、障害者差別解消支援地域協議会を設置するとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組んでいます。

また、同年に広尾町成年後見あんしんセンターが設置され、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が成年後見制度を利用できるよう支援するとともに、町民が後見業務の新たな担い手として活躍できるよう支援を行っています。

推進施策

1. 障がい者虐待防止体制の構築

◇障がい者の虐待を未然に防止するため普及啓発に努め、関係機関と連携し、早期に発見、解決を図ります。

2. 広尾町成年後見あんしんセンターの運営

◇金銭管理や日常生活における契約などの支援が必要な方が成年後見制度や日常生活自立支援事業を的確に利用できるように広尾町成年後見あんしんセンターを運営し、制度の周知・活用を図ります。

◇親族などによる申立てが困難な場合は町が申立てを行い、制度の活用を図ります。

◇市民後見人などの人材の育成・活用を図るための研修を行い、市民後見人の確保に努めます。

2 保健・医療の充実

1) 疾病の予防と早期発見・早期治療

現状と課題

障がいの発生を未然に防ぐためには、心疾患・脳血管疾患・慢性腎臓病などの生活習慣病の予防や、健やかな妊娠・出産・子育てを支援することが重要であり、本町においても、各ライフステージにおける健康診査や保健指導、健康教育などの保健事業を実施しています。

また、高齢化が進展する中、認知症やフレイルなど要介護状態の予防が重要視されています。

さらに、精神的な不調を抱えていたり、学校や社会生活への適応に困難さが生じている人もいることから、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図り、必要な方が専門家に相談や受診しやすい支援体制を充実させることが必要です。

推進施策

1. 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

◇妊産婦及び乳幼児健康診査、健康教育、保健指導などの実施により、疾病や障がいの早期発見及び乳幼児の健やかな発育を促します。

◇健康の保持・増進や生活習慣病の発症・重症化予防を推進するため健康診査や保健指導、健康教育など保健事業を推進します。

◇介護予防に関する啓蒙、啓発活動の充実を図ります。

2. こころの健康づくりの推進

◇こころの健康づくりに関する普及啓発の充実を図ります。

◇帯広保健所、医療機関、相談支援事業所等との連携を推進し、こころの健康づくりに関する支援体制の充実を図ります。

2) 適切な保健・医療の提供

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な医療・訓練などを総合的に提供できる体制の整備が重要です。

医療や社会資源に限られる中、障がいのある人が心身の状況に応じた適切な医療・訓練を受けられるよう、関係機関による連携体制の充実を図ることが必要です。

また、本町では地域で精神障がいのある人が安心して暮らすための医療支援として、広尾町国民健康保険病院にサテライトクリニックを開設していますが、より積極的な活用を進めなければなりません。

推進施策

1. 広尾町国民健康保険病院の専門機関との連携体制の構築

2. 広尾町国民健康保険病院サテライトクリニック事業の継続

◇精神障がいの治療・内服など、精神障がい者への医療支援を継続します。

3. こころの健康相談の活用

◇気軽に相談できる体制の充実を図ります。

◇早期に発見し、適切なケアを提供することが重要であることから、帯広保健所や医療機関との連携を図ります。

4. リハビリテーションの充実

◇関係医療機関との連携により、リハビリテーションの充実を図ります。

5. 医療給付事業の継続

◇自立支援医療（更生医療、育成医療、精神障害者通院医療費公費負担）、重度心身障害者医療費助成など、障がい者への医療助成を継続します。

3 ライフステージにあった支援体制の充実

1) 早期発見と発達支援体制の充実

現状と課題

障がいの早期発見、早期療育を実現するためには、関係機関の連携が重要ですが、本町では、子育て支援室を核として、帯広保健所、南十勝こども発達支援センターむうく、認定こども園ひろお保育園、豊似保育所などの連携により、地域における療育相談・支援体制の充実に努めています。しかし、支援者が気になっていても、すべての子どもが専門療育につながっているわけではなく、成人になってから支援を要することがあります。

今後は、家庭に対する療育方法などの情報発信やカウンセリングなどの支援が重要であり、保健・医療・福祉・教育の連携を一層深める必要があります。

また、全国的にも発達障がいとされる子どもは年々増えています。子どもから成人まで一貫して行政・地域が支えられる体制構築が必要です。

さらに、近年、医療技術が発達したことで経管栄養などの医療的ケアを必要とする子ども（医療的ケア児）も増えており、支援体制の構築も急がれます。

療育を必要とするケースや発達に課題を抱えており継続した支援が必要なケースについては、南十勝こども発達支援センターむうくや帯広児童相談所などの専門的支援を受けながら、町内関係機関が連携し支援を行っていますが、さらに障がいの特性を踏まえた支援の充実が求められています。

推進施策

1. 障がい児保育・障がい児療育の充実

2. 南十勝こども発達支援センターむうくや放課後等デイサービス事業の充実

◇障がい児一人ひとりが日常的に必要な相談・指導を受けられるよう、第一次療育圏内（広尾町・大樹町・幕別町）における障がい児療育の拠点である南十勝こども発達支援センターむうくの活用と機能の充実に努めます。

◇放課後や休み期間中に子どもを預かり、遊びや生活の場を提供する放課後等デイサービス事業所を支援します。

3. 療育相談・支援体制の充実

◇子育て支援室を核として、帯広保健所や教育委員会などの関係機関との連携を図り、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障がいをもつ子どもに対する療育相談・支援体制の整備を図り、家族への療育に関する情報提供や相談体制などの包括的な子育て支援体制の充実に努めます。

◇特別支援を担当する教員を中心とした小・中・高校の教員による研修と専門機関との連携を図ります。

4. 子どもから成人までの療育・生活支援の充実

◇子ども療育総合部門の充実に努めます。

◇生まれた時からの疾病や成長記録を保持・記録・活用できるノート「広尾町子育てサポートファイルさんたち」の活用、随時改正及び十勝版個別の教育支援計画「かちっと」の活用を推進します。

5. 母子保健の充実

◇各種健診、保健指導・相談の充実に努めます。

2) 保育・学校教育の充実

現状と課題

幼少期に療育が必要とされていても、保護者の意向や子どもの所属する現場の体制などから、十分な療育支援が行われない現状があります。また、各所属に入ってから、困りごとが出てくる事もしばしばあります。保育園・保育所や就学後において療育支援が必要な方に対しては、各関係機関が連携をとり、保護者や本人の意向も踏まえたうえで、適切な療育支援が各所属でも実施・継続できるよう今後も継続していくことが必要と考えられます。子どもたちの困り感が少なく、集団生活が楽しいと思えるよう今後も一人ひとりにあった療育体制を整備することが重要と考えられます。あわせて保護者や家族へのサポートも必要とされています。

また、普通学級に在籍していますが、発達障がいなどにより社会的生きづらさを抱えている子どもの情報共有も必要です。子育てサポートファイルなどを活用し、保護者、保育園、保育所、小・中・高校、発達支援センター、健康管理センター、児童相談所、医療機関が本人の様子を継続して観察し、所属が変わっても途切れのない支援をすることが必要です。

推進施策

1. 療育相談・支援体制の充実

2. 障がい児保育・障がい児療育の充実

3. 特別支援教育の充実

◇特別支援を担当する小・中・高校の教員が研修を行い、情報の共有を図ります。

◇情報交流のため、保育園・保育所へ小学校教員の訪問による観察、中学校教員による小学校への進路説明会を開催します。

◇中高一貫教育連絡協議会における、小・中・高12年間を通した特別支援教育のため、特別支援部会を設置します。

4. 子どもから成人までの療育・生活支援の充実

◇生まれた時からの疾病や成長記録を保持・記録・活用できるノート「広尾町子育てサポートファイルさんたち」の活用・随時改正及び十勝版個別の教育支援計画「かちっと」を活用し、療育・生活支援の充実を図ります。

5. 保護者や関連部局・関係機関との連携による教育・就学相談の充実

◇町関連部局：子育て支援室、保育園、保育所、教育委員会、学校、福祉・保健・医療の関係機関：南十勝こども発達支援センターむうく、帯広児童相談所、道立特別支援教育センター、十勝教育局、特別支援学校が連携し、教育・就学相談の充実を図ります。

6. 広尾町教育支援委員会の充実

3) 雇用・就業の推進

現状と課題

就労を希望する障がい者を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあります。

このような中で障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で本人の意欲や障がい特性などに応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

就労することが困難な障がい者にとって、職業的訓練を受けるために日々通う場所をつくることは、社会参加の促進や生きがいの確保などの面で非常に大切なことです。

町内の障がい者は、就労継続支援B型事業所での就労や、民間企業での障がい者雇用など多様な形態で働いています。また、多機能型事業所ゆうゆう舎が令和3年3月に市街地に移転し、パンの販売が開始され新たな就労の場となりました。

今後も雇用の場の確保に向け、事業主の理解と協力が得られるよう、働きかけていかなければなりません。

推進施策

1. 関係機関との連携、多様な働き方を支援する体制づくりの推進

◇ハローワーク、十勝障がい者就業・生活支援センターだいちなど関係機関との連携、障がい者の意欲や能力に応じた多様な働き方を支援する体制づくりを推進します。

2. 職場就労体験事業の推進

◇社会参加する場の確保と障がいへの理解の機会となるよう、職場就労体験事業を推進します。

3. 障害者優先調達法による物品などの優先的な購入の推進

◇障害者就労支援施設などからの物品調達を推進します。

4 安心・安全な生活環境の整備

1) 安心・安全な住宅・生活環境の整備促進

現状と課題

(1) 生活環境の整備

公共建築物の整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律（バリアフリー新法）」や「北海道福祉のまちづくり条例」の内容に沿ったものとなるよう努めています。

道路整備については、歩道の狭さや横断歩道の段差があることなどバリアフリーに対応した整備が課題となります。

また、車いすに対応したトイレの設置なども十分ではなく、障がい者に配慮した公共建築物・道路・公園などを計画的、段階的に整備することが必要です。

（２）住宅環境の整備

障がい者が自宅で自立した生活が出来るよう、日常生活用具給付等事業による住宅改修の支援を行っています。

公営住宅については、栄町団地、新北樺団地、こぶしが丘団地及び錦町団地は、バリアフリー化が進んでいますが、既存の公営住宅は玄関・浴室の段差など障がい者に適した構造となっていないため、今後の建替え計画の中で障がい者に配慮した公営住宅などの整備に努めていかなければなりません。

また、知的障がい者や精神障がい者が、地域で安心して生活していくために必要な支援を備えた住まいの整備について、検討していく必要があります。

（３）交通機関・移動支援の充実

障がい者の社会参加を促進するためには、外出や移動、交通機関の利用を支援する必要があります。町では、タクシー又は自動車燃料費のチケット交付、各種交通費助成事業などを行ってきましたが、今後は既存の事業の充実を図り支援していくとともに、歩道の整備や段差解消、スロープの設置、視覚障がい者への配慮など、安全で快適な歩行空間の確保を推進する必要があります。

推進施策

１．公共施設のバリアフリー化

◇新築や改修計画のある公共施設については「バリアフリー新法」、「北海道福祉のまちづくり条例」などの基準に適合する整備推進に努めます。

２．民間建築物のバリアフリー化

◇民間建築主及び設計者などに「バリアフリー新法」、「北海道福祉のまちづくり条例」の周知を行い、設計段階から検討するよう指導・助言を行います。

３．公園・道路の整備

◇町内の公園や道路については、今後、中長期的な視野に立って障がい者が一層利用しやすいものとして整備を行います。

４．高齢者・障がい者に配慮した公営住宅の整備

◇広尾町住生活基本計画及び広尾町公営住宅等長寿命化計画における高齢者・障がい者に配慮した計画的な住宅環境の整備に努めます。

５．住宅改善支援事業の推進

◇日常生活用具給付等事業（住宅改修費給付事業）、介護保険による住宅改修サービスなどによる住宅改善支援事業を推進します。

６．歩行空間のバリアフリーの促進

◇歩道の整備や段差解消、公共施設の段差解消、手すりスロープの設置など、関係機関との連携により快適な歩行空間の確保に努めます。

７．移動手段の確保及び通院、通所交通費助成制度の継続

◇付き添いが得られない障がい者への外出支援のため、福祉有償運送などの充実に努めます。

◇重度身体障害者交通費（タクシー券・自動車燃料給油券）、心身障害児療育施設通園交通費・腎機能障害者及び特定疾患患者等通院交通費助成、在宅精神障害者通所施設交通

費助成、腎臓機能障害者通院送迎サービスなどによる移動、通院などの支援を継続します。また、高齢者外出支援交通費助成事業を令和5年度より本格実施し、75歳以上の高齢者に対し、バス・タクシーで利用できる助成券を交付しています。

2) 防災・安全対策の推進

現状と課題

障がい者の中には自力で避難できない人や避難所での意思の疎通が思うようにできない人など、障がいの特性に応じて緊急時や災害時に対するさまざまな不安を抱えています。

こうした災害時などにおける専門的な対応をするためには、消防や医療機関などと連携し十分な支援体制を確保しておく必要があります。

本町では、災害発生時における高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方々に対し、避難行動要支援者名簿に基づき、必要に応じ防災関係機関や町内会、自主防災会、民生委員・児童委員などに情報提供し、避難を支援する体制づくりが進められています。

災害時における安否確認や避難の手助けに関しては、専門的な対応と近隣住民の相互協力が欠かせないものであり、障がい者の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災会との協力体制を確認しておくことは、安心の確保のため重要なことです。

また、このような地域の支援体制は、障がい者が安心して地域生活を送るための防犯体制の強化にもつながります。障がい者のプライバシーに十分に配慮しながら、地域におけるいざという時の支援体制を確立していくことが重要です。

対象者の状況は随時変化しており、直近の状況を把握するには、日ごろからの細やかな支援と各関係機関との連携が必要です。

推進施策

1. 防災体制の整備

◇災害弱者の把握と関係機関との連携を推進します。

◇在宅の要支援者の把握と災害時における適切な避難支援体制づくりに向けて、自主防災会の設立を推進するとともに、自力で避難できない人への救援体制を確立するため、福祉部門や民生委員・児童委員が中心となって、防災関係機関や自主防災会などと連携し、災害時に適切な救援、救護を受けられるよう、あらかじめ緊急時の連絡先や必要とする援助内容などが記載された「防災カード」などの作成に引き続き取り組みます。また、国の指針に基づく避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に取り組みます。

◇防災関係機関などと連携し、毎年実施される防災避難訓練への参加を呼びかけ（共助力の向上）、障がい者の特性に応じ、より実践的な訓練の実施に向け検討します。

2. 災害時の避難体制の整備

◇福祉避難所（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・生活支援ハウス・デイサービスセンター・健康管理センター）の各施設の整備と機能の充実を図るとともに民間事業者と連携し、避難所の確保を進めます。また、実際の避難生活を想定した訓練の実施を検討します。

3. 防犯体制の整備

◇障がいや高齢のため判断能力が不十分な人などが犯罪や悪徳商法などの被害に遭わないよう、防犯関係団体と連携し啓発活動を行います。

3) 情報提供・コミュニケーション支援の推進

現状と課題

(1) 情報提供の推進

障がい者が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかに分かりやすく提供することが大切であり、障がいの特性に応じた情報提供が出来るよう努めていかなければなりません。

現在も、聴覚障がい者にはFAXで連絡調整を図り、視覚障がい者には防災無線などでの情報伝達の取組を行っていますが、今後も多様な情報提供体制を推進していく必要があります。

(2) コミュニケーション支援の充実

コミュニケーションは障がい者にとって就労、教育、余暇活動など、社会生活を送るうえでとても重要であり、災害時など適切な情報が提供されないと直ちに生命・身体の危機につながる場合があります。

このため、障がい者のコミュニケーション手段の確保に努めていく必要があります。

(3) 行政などにおける配慮の充実

行政手続きや選挙などにおいて必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮を行う必要があります。

また、行政機関の窓口などにおける障がい者への配慮を徹底する必要があります。

推進施策

1. 情報提供の推進

◇障がい者やその家族が、いつでも必要な情報を得ることが出来るよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供体制について検討し、推進します。

2. コミュニケーション支援の充実

◇聴覚障がい者、視覚障がい者及び言語障がい者に対し、手話通訳者派遣事業などの利用推進を図るとともに、情報通信装置などの日常生活用具の利用の促進に努めます。

◇緊急時や災害時に安否確認が行える、緊急通報装置の設置促進に努めます。

3. 行政などにおける配慮の充実

◇行政機関などにおける事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき合理的配慮を行うとともに、窓口などにおける障がい者への配慮を徹底します。

◇選挙管理委員会が発行する選挙公報については、障がい者団体や選挙管理委員会と協力し、障がい者の特性に配慮した情報提供に努めます。

◇投票所や期日前投票所は、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化に努めます。また、自宅での投票が可能な郵便などによる不在者投票制度や点字による投票制度の活用及び利用方法について周知を図ります。

5 理解と交流の推進

1) 障がいへの理解の推進

現状と課題

町民一人ひとりが、豊かで充実した生活を送るため、社会の変化に柔軟に対応しつつ、自らの意志と選択によって、人生のあらゆる段階で学習機会の充実を図るとともに、障がいのある人とない人が相互に理解し合うためには、幼少時からの交流体験を通じた福祉教育などの施策を充実させ、正しい認識を持つための教育と交流が重要です。

保育園・保育所及び小・中学校では、障がい児と一緒に保育・授業を受け、日々の活動を共にすることで、障がいを特別なものとしてとらえるのではなく、友達の一人として付き合い、必要などときには当たり前に支えあう状況ができています。

しかしながら、住民が障がい者との交流や、理解を深める機会は少なく、社会全体での広がりはまだ十分ではありません。町教育委員会で実施している出前講座のメニューに「障がいのある方の福祉制度」があるが、令和3年度から令和5年度までで利用実績は無いため利用の促進を検討するとともに、理解と交流を深めるための機会の充実を図り、福祉教育を積極的に推進することが重要です。

推進施策

1. 交流機会の充実

◇交流のためのイベントなどに障がい者が参加しやすくするための配慮をするよう、関係団体へ働きかけます。

◇ボランティアによるサロンの運営や町の施設を活用した「ふれあいの場」など、外出して気軽に立ち寄れる場の設置を支援します。

◇障がい者や高齢者、子どもなど多様な世代が交流する共生型のサロンや活動などの推進を図ります。

2. 福祉教育の充実

◇出前講座の活用、講演会などの機会充実に努めます。

◇小中学校における通常学級との交流を一層進めます。

◇学校授業や様々な活動において、障がい者に対する正しい理解を深めるため、福祉教育の取組を推進します。

◇特別支援教育振興会の運営に助成を行い、自立に向けた体験学習を通じた学校間の交流を図り、特別支援教育の理解を深め、対象者の社会的自立を促進します。

3. 町民理解の推進

◇引き続き、福祉まつり開催への支援や、町内会福祉部連絡協議会への活動支援を通じ、一般町民、ボランティア団体など幅広い層への啓発活動を行い、町民理解を深めるための取組を推進します。

◇特定非営利活動法人「の一まひろお」の活動の認知度向上を支え、障害者自立支援協議会の活性促進や福祉のまちづくり講演会開催で、障がい者に対する意識の向上を目的とした事業の実施に努めます。

4. 障がい者関連団体の活動支援

◇身体障害者福祉協会広尾町分会、特定非営利活動法人「の一まひろお」（多機能型事業所「ゆうゆう舎」運営）の活動を引き続き支援します。

2) 町民活動などへの支援・推進

現状と課題

(1) 広報・啓発活動の充実

障がい者が必要な情報を的確に入手できるよう、利用しやすさに配慮した情報発信の充実と、ウェブサイトなど多様な手段による情報発信の工夫が必要です。

誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、支え合う、共生社会の理念と普及を図ることは、障がいの有無にかかわらず当然のことです。

また、障がい者が地域で安心して暮らすためには、町民一人ひとりが障がい者に対する差別、偏見などの心の障壁（バリア）を取り除き、正しい理解と認識を深めることが重要です。

しかし、未だに障がい者に対する理解は、十分とはいえません。

今後も、「広報ひろお」への関連記事の掲載や広尾町社会福祉協議会発行の「社協だより」と連携し、広報・啓発活動を行います。さらに広く積極的に障がい者の社会参加と障がいに対する理解と認識を高めるための啓発に努める必要があります。

(2) 生涯学習環境・機会の充実

人々の学習活動は多種多様で、その内容、水準、方法などは様々であり、自己の選択のもとで自主的、自発的な学習を生涯にわたって継続していくこととなります。

本町では、町民の生涯各期にあわせ、学習機会の提供を行っています。

また、障がい者や高齢者のゆとりや生きがいのある生活の実現のためには、社会参加が重要であり、今後、行政として、あらゆる学習活動に関する情報発信・啓発活動を推進し、町民の学ぶ心を大切にする地域社会をめざす必要があります。

また、障がい者の学習活動への参加を円滑にする環境整備に取り組むことが必要です。

(3) ボランティア活動の推進

ボランティア活動と生涯学習には密接な関連があります。ボランティア活動そのものが自己開発、自己実現につながる生涯学習になること、ボランティア活動を行うために必要な知識や技術を修得するための学習として生涯学習があることなどがその理由です。

ボランティア活動を通して、精神的な充実感や生きがい意識や人間性を高めていくことが大切です。

そのためには、生涯を通じてあらゆる層の人々が様々なボランティア活動に取り組むことができる環境づくりが必要になってきています。

また、学習機会を通して、ボランティアに関する基礎的な理解を深め、社会参加の精神を培う必要があります。

本町では、福祉関係や教育関係のほか、一般のボランティアグループも発足し、介護施設、障害者施設などでの活動も行われていますが、団体の育成や活動の支援は十分とはいえません。

また、近年の人口減少や高齢化社会の進展に伴い、会員数が減少傾向にあるなどの課題を抱えています。今後、更なる「ボランティア」の充実のためには、サークルの育成や活動の場の提供、学習機会の拡充を図ることが必要です。

推 進 施 策

1. 広報活動の充実

◇障がいに関する制度の周知や新たな情報、障がい者団体の活動の紹介に加え、障がいや疾病に関する情報、当事者や保護者、一般の方に知らせたい事柄など、「広報ひろお」やウェブサイト、「社協だより」で効果的に発信するよう努めます。

2. 啓発活動の充実

◇障がいの特性により、受けられるサービスや制度が拡充されたものの、複雑化している面も増えています。障がいに応じたわかりやすいサービスの情報提供に努めます。

3. 情報収集・提供の充実

◇生涯学習を推進するため、学習活動の積極的な情報発信に努めます。

4. 学習機会の充実

◇日常生活の中で気軽に様々な活動に親しみ、地域の人々とふれあえる学習の場や機会を持てるような環境づくりに努めます。

5. 障がい者スポーツの振興

◇障がい者スポーツ大会などの開催に対して支援していくとともに、教育委員会と連携を図り、障がい者スポーツの指導育成及びスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

6. 文化活動など参加への支援

◇各種文化活動への参加を促進するための情報提供や参加しやすい環境づくりに努めます。

7. ボランティア活動の促進

◇障がい者のボランティア活動への促進を支援します。

◇地域で活動する団体の連携を通して人材の交流が活発となり、それぞれの活動の幅が広がるような団体間の交流の場づくりに努めます。

第4章 障害福祉サービスの見込み量と計画推進のための方策

1 地域生活や一般就労への移行目標と就労支援事業の利用者数目標

本町では、障がい者の自立を支援する観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応する計画となるよう、国の障害福祉サービスなど及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、令和8年度までの数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末において、施設入所している障がい者のうち、グループホームなどに移行する障がい者数の移行目標を設定しています。

北海道の目指す方向として、令和4年度末時点の施設入所者数のうち、令和8年度末において6%以上が施設入所から地域生活へ移行することともに、令和8年度末の施設入所者数が、令和4年度末の施設入所者から5%以上減少すること目標としています。

項 目	数 値
令和5年3月31日時点での施設入所者数（A）	18人
令和9年3月31日時点での施設入所者数（B）	17人
【目標値】 地域生活移行者	2人
	11.1%
【目標値】 減少見込（A－B）	1人
	5.6%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数を数値目標として設定します。

項 目	目 標 値
多職種（保健、医療、福祉関係者）による協議の場の開催回数	年4回

※ 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合い、地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実に関する目標について

令和8年度末までの地域生活支援拠点の圏域または町単独での設置か所を数値目標として設定します。また、その機能の充実のために、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

項 目	目 標 値
地域生活支援拠点の圏域又は町単独での設置か所数	1か所

※ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制。
居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実について

令和8年度末までに、圏域または町において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

※ 強度行動障害

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する障がい者の数値目標を設定します。

北海道の目指す方向として、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上としています。また、就労移行支援事業の利用者数については、令和5年度における利用者数が令和3年度における利用者数から1.31倍以上増加することを目標としています。

①一般就労移行者数

項 目	数 値
令和3年度の一般就労移行者数	0人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	1人

②就労移行支援事業所利用者数

項 目	数 値
令和3年度就労移行支援事業所利用者数	1人
【目標値】令和8年度就労移行支援事業所利用者数	2人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

(6) 相談支援体制の充実・強化

コミュニティソーシャルワーカー（広尾町社会福祉協議会）による障がいの種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するとともに相談支援体制を強化します。加えて、令和4年度より実施している重層的支援体制整備事業を活用し、各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、「断らない窓口」を実践してまいります。令和8年度末までのコミュニティソーシャルワーカーによる総合的・専門的な相談支援の件数、人材育成の支援件数、相談機関との連携強化の取組の実施回数を数値目標として設定します。

項 目	目 標 値
総合的、専門的な相談支援の件数	270件
人材育成の支援件数	3件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3件

※ コミュニティソーシャルワーカー

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う者。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

町の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供できているのか検証を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。令和8年度末までに研修に参加する町職員の人数を数値目標として設定します。

項 目	目 標 値
道が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への町職員の参加人数	3人

2 障害福祉サービスの必要見込み量

(1) 日中活動系サービス

【日中活動系サービス量の見込み】

サービス種別	項 目	第6期計画（実績）※			第7期計画※		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
① 療養介護	利用者数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
② 生活介護	利用者数 利用量	28人 507日	27人 483日	27人 501日	27人 540日	27人 540日	27人 540日
③ 自立訓練 （機能訓練）	利用者数 利用量	1人 2日	1人 7日	1人 2日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
④ 自立訓練 （生活訓練）	利用者数 利用量	2人 4日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
⑤ 宿泊型自立訓練	利用者数 利用量	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
⑥ 就労移行支援	利用者数 利用量	1人 1日	1人 11日	1人 22日	1人 22日	1人 22日	1人 22日
⑦ 就労継続支援 （A型）	利用者数 利用量	0人 0日	1人 1日	0人 0日	1人 22日	1人 22日	1人 22日
⑧ 就労継続支援 （B型）	利用者数 利用量	29人 464日	31人 469日	28人 474日	29人 464日	30人 480日	31人 496日
⑨ 就労定着支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑩ 短期入所	利用者数 利用量	4人 23日	3人 25日	3人 27日	4人 30日	4人 30日	4人 30日

※ 令和5年度は11月時点

※ 第6期計画・7期計画とは、P2「2計画の位置付け」の「市町村障害福祉計画」を指す

(2) 居住系サービス

【居住系サービス量の見込み】

サービス種別	項 目	第6期計画（実績）			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 自立生活援助	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
② 共同生活援助	利用者数	2 5 人	2 6 人	2 5 人	2 6 人	2 7 人	2 8 人
③ 施設入所支援	利用者数	1 9 人	1 8 人	1 8 人	1 9 人	1 9 人	1 9 人

※ 令和5年度は11月時点

【居住系サービスの整備見込み量】

サービス名	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 共同生活援助	定員数	1 6 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人

(3) 訪問系サービス

【訪問系サービス量の見込み】

サービス種別	項 目	第6期計画（実績）			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 居宅介護	利用者数 利用時間	3 人 33 時間	5 人 32 時間	5 人 42 時間	5 人 43 時間	5 人 43 時間	5 人 43 時間
② 重度訪問介護							
③ 同行援護							
④ 行動援護							
⑤ 重度障害者等 包括支援							

※ 令和5年度は11月時点

(4) 相談支援

【相談支援の必要見込み量】

サービス種別	項 目	第6期計画（実績）			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 計画相談支援	利用者数	6 4 人	6 6 人	6 1 人	6 3 人	6 3 人	6 3 人
② 地域移行支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③ 地域定着支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 令和5年度は11月時点

3 障害児通所支援サービスの必要見込み量

(1) 障害児通所支援

【障害児通所支援の必要見込み量】

サービス種別	項 目	第6期計画（実績）			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 児童発達支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用量	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
② 医療型児童発達支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用量	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
③ 放課後等デイサービス	利用者数	7 人	6 人	8 人	8 人	7 人	7 人
	利用量	5 4 日	4 0 日	4 4 日	5 6 日	4 9 日	4 9 日
④ 保育所等訪問支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用量	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用量	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
⑥ 福祉型・医療型障害児入所施設	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用量	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
⑦ 計画相談支援	利用者数	7 人	6 人	8 人	8 人	7 人	7 人

※ 利用者数及び月平均利用時間 ※ 令和5年度は11月時点

(2) 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

【障がい児支援の提供体制の整備見込み量】

サービス名	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 児童発達支援事業所	箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
② 放課後等デイサービス	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制を確保

サービス名	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 協議の場の設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
② コーディネーターの配置	人数	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人

4 地域生活支援事業の必要見込み量

地域生活支援事業は、障がい者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施されるものです。

(1) 地域生活支援事業

【地域生活支援事業の見込み量】

サービス種別	項 目	第 6 期計画（実績）			第 7 期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
① 理解促進研修・啓発事業	実施有無	—	—	—	—	—	—
② 自発的活動支援事業	実施有無	—	—	—	—	—	—
③ 相談支援事業							
⑦ 障害者相談支援事業	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基幹相談支援センター	実施有無	—	—	—	—	—	—
⑧ 障害者自立支援協議会	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
⑨ 相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑩ 住宅入居等支援事業	実施有無	—	—	—	—	—	—
④ 成年後見制度利用支援事業	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 意思疎通支援事業							
⑦ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
⑧ 手話通訳者設置事業	設置者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
⑦ 日常生活用具給付等事業							
⑦ 介護・訓練支援用具	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑧ 自立生活支援用具	件数	0 件	2 件	1 件	2 件	2 件	2 件
⑨ 在宅療養等支援用具	件数	0 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件
⑩ 情報・意思疎通支援用具	件数	1 件	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件
⑪ 排泄管理支援用具	件数	2 6 件	3 4 件	2 2 件	3 5 件	3 5 件	3 5 件
⑫ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	—	—	—	—	—	—
⑨ 移動支援事業	利用者数 利用時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間
⑩ 地域活動支援センター							
⑦ 広尾町所在分	箇所数 利用者数	1 箇所 2 8 人	1 箇所 3 0 人	1 箇所 2 6 人	1 箇所 2 8 人	1 箇所 2 8 人	1 箇所 2 8 人
⑧ 帯広市所在分	箇所数 利用者数	0 箇所 0 人	0 箇所 0 人	1 箇所 1 人	1 箇所 1 人	1 箇所 1 人	1 箇所 1 人
⑪ 日中一時支援事業	箇所数 利用者数	1 箇所 1 人	1 箇所 1 人	2 箇所 2 人	2 箇所 2 人	2 箇所 2 人	2 箇所 2 人

※ 令和 5 年度は 1 1 月時点